

# いじめ防止対策推進法条文と東京都いじめ防止対策推進条例（案）と文京区いじめ防止対策推進基本方針（案）について

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例（案）	文京区いじめ防止対策推進基本方針（案）	文京区立大塚小学校の基本方針
<p><b>第一章（総則）</b></p>			
<p><b>第一条（目的）</b> この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>	<p><b>第一条（目的）</b> この条例は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策について、基本理念を定め、並びに東京都（以下「都」という。）及び学校等の責務を明らかにするとともに、都の対策を推進するための組織の基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>	<p><b>1 基本方針策定の意義</b> いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。 文京区いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、「法」の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。</p>	<p>いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。 特に学校においては、「いじめは決して許されない」という指導を徹底すると同時に、「いじめはいつでもどこでも、どの学校にもどの学級にもどの子ども（または児童・生徒）にも起こり得るものである」という認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、努めからいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるように努めなければならない。 全ての児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決を図るために「大塚小学校『いじめ防止基本方針』」を策定する。</p>
<p><b>第二条（定義）</b> この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p>	<p><b>第二条（定義）</b> この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 2 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）であって、都若しくは区市町村が設置するもの又は学校法人が設置するもののうち知事が所轄するものをいう。 3 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。 4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p>	<p><b>2 いじめの定義（「法」第2条）（法に同じ）</b></p>	<p><b>1 大塚小学校におけるいじめ防止のための基本的な認識</b> <b>(1) いじめの定義</b> いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (いじめ防止対策推進法第2条) ※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。 ※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。</p>
<p><b>第三条（基本理念）</b> いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>	<p><b>第三条（基本理念）</b> いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。 2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから守り通すとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら見過ごすことなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。 3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。 4 いじめの防止等のための対策は、学校はもとより、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>	<p><b>4 いじめ問題への基本的な考え方</b> 文京区教育委員会では、「いじめ対策指針及び対応マニュアル」（平成25年1月 文京区教育委員会）に示した基本的認識を生かし、いじめを把握した場合には、速やかに解決に向けた取組を進める。 (省略)</p>	<p><b>1 大塚小学校におけるいじめ防止のための基本的な認識</b> <b>(2) 基本理念</b>（法第3条） ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。 ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童・生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨とする。 ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。</p>

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例（案）	文京区いじめ防止対策推進基本方針(案)	文京区立大塚小学校の基本方針
<b>第四条（いじめの禁止）</b> 児童等は、いじめを行ってはならない。	<b>第四条（いじめの禁止）</b> 児童等は、いじめを行ってはならない。	<b>3 いじめの禁止（「法」第4条）</b> いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒はこれを行ってはならない。	<b>1 大塚小学校におけるいじめ防止のための基本的な認識（3）いじめの禁止（法第4条）</b> 児童は、いじめを行ってはならない。
<b>第五条（国の責務）</b> 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。	<b>※ 国の責務なので不要</b>	<b>※ 国の責務なので不要</b>	<b>※ 国の責務なので不要</b>
<b>第六条（地方公共団体の責務）</b> 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	<b>第五条（都の責務）</b> 都は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、区市町村並びに関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。	<b>※ 法の直接適用</b>	<b>※ 都及び区の責務なので不要</b>
<b>第七条（学校の設置者の責務）</b> 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。	<b>第六条（学校の設置者の責務）</b> 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。	<b>※ 法の直接適用</b>	<b>※ 設置者の責務なので不要</b>
<b>第八条（学校及び学校の教職員の責務）</b> 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。	<b>第七条（学校及び学校の教職員の責務）</b> 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。	<b>※ 法の直接適用</b>	<b>1 大塚小学校におけるいじめ防止のための基本的な認識（4）学校及び学校の教職員の責務（法第8条）</b> 学校及び学校の教職員は、上記（2）の基本理念にのっとり、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。
<b>第九条（保護者の責務等）</b> 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。	<b>第八条（保護者の責務）</b> 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。 3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。 ※第9条4項については、法の直接適用	<b>※ 法の直接適用</b>	<b>（5）保護者の責務等（法第9条）</b> ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。 ② 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護する。 ③ 保護者は、本校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。 ④ 上記①の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解するものではなく、また、上記③の規定は、いじめの防止等に関する本校の責任を軽減するものではない。
<b>第十条（財政上の措置）</b> 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	<b>※ 法の直接適用</b>	<b>※ 法の直接適用</b>	<b>※地方公共団体の責務なので不要</b>

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例（案）	文京区いじめ防止対策推進基本方針(案)	文京区立大塚小学校の基本方針
<b>第二章（いじめ防止基本方針等）</b>			
<b>第十一条（いじめ防止基本方針）</b> 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	<b>※ 国の基本方針なので不要</b>	<b>※ 国の基本方針なので不要</b>	<b>※ 国の基本方針なので不要</b>
<b>第十二条（地方いじめ防止基本方針）</b> 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。	<b>第九条（東京都いじめ防止対策推進基本方針）</b> 都は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、東京都いじめ防止対策推進基本方針（次項において「基本方針」という。）を定めるものとする。 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方に関する事項 二 その他いじめの防止等のための対策に必要な事項	<b>※教育委員会として策定</b>	<b>※都及び区のことなので不要</b>
<b>第十三条（学校いじめ防止基本方針）</b> 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。	<b>※ 法の直接適用</b>	<b>5 学校における取組</b> <b>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定</b> 文京区立学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」、東京都の「いじめ防止対策推進基本方針」、文京区教育委員会の基本方針を参酌し、学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定める。	<b>※法及び教育委員会の基本方針を参酌して作成</b> <b>(1) 大塚小学校いじめ防止基本方針の策定</b> 大塚小学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」、東京都の「いじめ防止対策推進基本方針」、文京区教育委員会の基本方針を参酌し、学校の実情に応じて「大塚小学校いじめ防止基本方針」を定める。

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例（案）	文京区いじめ防止対策推進基本方針(案)	文京区立大塚小学校の基本方針
<p><b>第十四条（いじめ問題対策連絡協議会）</b>  地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。</p> <p>2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。</p>	<p><b>第十条（東京都いじめ問題対策連絡協議会）</b>  都は、法第十四条第一項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、東京都いじめ問題対策連絡協議会（次項において「協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。  一 都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項  二 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項  三 その他いじめの防止等のための対策に必要な事項</p> <p><b>第十一条（東京都教育委員会いじめ問題対策委員会）</b>  東京都教育委員会の附属機関として、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。</p> <p>2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、東京都教育委員会の諮問に応じて意見を述べるものとする。</p> <p>3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。</p> <p>4 対策委員会は、都立学校（東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）第一条に規定する都立学校をいう。）において法第二十八条第一項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。</p> <p>5 対策委員会は、学識経験者及び心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、東京都教育委員会が任命する委員十人以内をもって組織する。</p> <p>6 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>7 前二項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会が別に定める。</p>	<p><b>7 文京区教育委員会の取組</b></p> <p>(1) 「文京区教育委員会いじめ問題対策協議会」の設置  文京区教育委員会は、いじめの防止等に関する機関の連携を図るため、<b>代表校長、教育委員会関係者、子ども家庭支援センター、児童青少年課、総務部法務担当、警察関係者</b>などで構成する「文京区教育委員会いじめ問題対策協議会」を置く。所掌事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文京区立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項</li> <li>いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項の検討</li> <li>その他<b>いじめ問題対策協議会</b>が必要と認めた事項</li> </ul> <p>(2) 「文京区教育委員会いじめ問題対策委員会」の設置  文京区教育委員会は、いじめによる「重大事態」及び同種の事態の発生の防止に資するため、教育センター心理職、スクールソーシャルワーカー、警察関係者、弁護士、精神科医、教育委員会関係者など（<b>事案により、児童相談所、児童福祉士等から教育委員会が人選し、依頼する。</b>）で構成する「文京区教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。</p> <p>「文京区教育委員会いじめ問題対策委員会」は、質問票の使用その他の適切な方法により、上記「6 重大事態への対処」で実施する調査の「文京区教育委員会が調査主体となる場合」において、当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その調査結果を文京区教育委員会に報告する。</p>	<p>※地方公共団体のことなので不要</p>

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例 (案)	文京区いじめ防止対策推進基本方針(案)	文京区立大塚小学校の基本方針
<b>第三章（基本的施策）</b>			
<p><b>第十五条（学校におけるいじめの防止）</b>  学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。</p> <p>2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	<p>7 文京区教育委員会の取組  (3) いじめの防止等に関する具体的な取組</p> <p>① 学校におけるいじめの防止（法第15条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思いやりの心や、児童・生徒一人一人がかげがえの無い存在であること、命の大切さ等について、道徳や学級活動での指導を通して育むことを推進する。</li> <li>・ 道徳授業地区公開講座を活用し、道徳教育を推進する。</li> <li>・ 児童会・生徒会活動による「いじめ防止等に向けた取組」を推進する。</li> <li>・ 保護者向け啓発資料や研修会、講演会等を活用し、いじめ防止に向けた啓発を行う。</li> <li>・ 「いのちと心のアサーションプログラム」を各学校で実施し、<b>自他の生命を尊重する心を育み、自尊感情や自己肯定感を高めることで、生命にかかわる重大な事故やいじめ・不登校の未然防止を図る。</b> など</li> </ul>	<p>2 大塚小学校におけるいじめ防止の基本的な考え方  (1) 本校におけるいじめの防止（法第15条）  本校は、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思いやりの心や児童一人一人が、かけがえの無い存在であることや命の大切さ等について、道徳や学級活動での指導を通して意図的・計画的・継続的に育む。</li> <li>・ 道徳地区公開講座絵を年1回実施し、道徳授業を推進する。</li> <li>・ たてわり班活動を通して、児童が学年を越えて豊かな人間関係を構築できるようにする。</li> <li>・ ゲストティーチャーを招いて、本物や実物にふれる体験活動を実施し、豊かな心を育てる。</li> <li>・ 花育を通して、思いやりの心や物や生命あるものを大切に育む。</li> </ul>
<p><b>第十六条（いじめの早期発見のための措置）</b>  学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。</p> <p>4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	<p>7 文京区教育委員会の取組  (3) いじめの防止等に関する具体的な取組</p> <p>② 相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各校に設置されている教育相談室及び配置されているスクールカウンセラーについて周知し、教育相談の利用を促進する。</li> <li>・ 文京区いじめ調査を実施し、各校でアンケート調査を行う。（7月・12月・3月）</li> <li>・ 学期始めや夏季休業中の生活面談、個人面談等により、各校で児童・生徒（又はその保護者）からいじめについての聞き取り調査を実施する。</li> <li>・ 東京都教育委員会の「ふれあい月間（6月・11月・2月）」を活用し、各校で実態把握調査を行う。 など</li> </ul>	<p>2 大塚小学校におけるいじめ防止の基本的な考え方  (2) いじめの早期発見のための措置（法第16条）</p> <p>① 本校は、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を行う。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都教育委員会の「ふれあい月間（6月・11月・2月）」を活用し、実態把握調査を行う。</li> <li>・ スクールカウンセラー（都・区）によるカウンセリングを行う。（週2日）</li> <li>・ 毎週木曜日に、教職員による児童の共通理解の場を設定し、情報交換する。</li> </ul>
<p><b>第十七条（関係機関等との連携等）</b>  国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	<p>7 文京区教育委員会の取組  (3) いじめの防止等に関する具体的な取組</p> <p>③ 関係機関等と連携した取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーのいじめ問題解決への関与を進め、<b>子ども家庭支援センターや主任児童委員などの関係機関との連携を促進する。</b></li> <li>・ <b>代表校長、教育委員会関係者、子ども家庭支援センター、児童青少年課、（危機管理室）などで構成する「文京区教育委員会いじめ対策協議会」を設置し、日常的な連携を進める。</b> など</li> </ul>	<p>2 大塚小学校におけるいじめ防止の基本的な考え方  (2) いじめの早期発見のための措置</p> <p>② 本校は、在籍する児童及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる相談体制を整備する。また、相談体制の整備に当たり、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃から連絡帳等を活用しながら学級担任と保護者が緊密に情報交換できる体制づくりを行い、児童のわずかな変化も見逃さないように努める。</li> <li>・ 個人面談を年2回行い、担任と保護者の連絡を密にする。</li> </ul>
<p><b>第十八条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）</b>  国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	<p>7 文京区教育委員会の取組  (3) いじめの防止等に関する具体的な取組</p> <p>④ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳授業地区公開講座を活用し、道徳教育を推進する。</li> <li>・ 文京区の「いのちと人権を考える月間（5月・12月）」において取組の充実を推進する。</li> <li>・ いじめ防止に関わる文京区教育委員会主催の研修会を実施し、教職員の人権意識及び指導力の向上を図る。</li> <li>・ 職層別等の研修会において、いじめ問題への対応について「人権教育プログラム（学校教育編；東京都教育委員会）」やいじめ問題関係資料を活用した指導・助言を行い、管理職及び教職員の資質向上を図る。 など</li> </ul>	<p>2 大塚小学校におけるいじめ防止の基本的な考え方  (3) いじめ防止等のための対策に努める教職員の資質の向上（法第18条）  本校は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「人権教育プログラム（学校教育編；東京都教育委員会）」や「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー（東京都教育委員会）」、「いじめ対策指針及び対応マニュアル（文京区教育委員会）」等の関係資料を活用し、いじめ防止のための研修を定期的に行うとともに、管理職等による指導・助言、情報提供を行い、教職員の資質向上を図る。</li> <li>・ 生活指導主任会等の情報を全教職員で共有し、いじめ防止に対する意識を常に高められるようにする。</li> </ul>

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例（案）	文京区いじめ防止対策推進基本方針(案)	文京区立大塚小学校の基本方針
<p><b>第十九条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）</b>  学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	<p>7 文京区教育委員会の取組  （3） いじめの防止等に関する具体的な取組  ⑤インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ セーフティ教室や安全指導の時間、道徳及び関係教科等の授業を活用し、全校で情報モラル教育が計画的に実施されるよう周知する。</li> <li>・ インターネットを通じていじめが行われた場合、当該いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めていく。 など</li> </ul>	<p>2 大塚小学校におけるいじめ防止の基本的な考え方  （4） インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進  （法第19条）  本校は、児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教科等授業や学校行事を活用し、情報モラルに関する啓発を行う。</li> <li>・ 文部科学省や東京都等が発行する啓発資料を活用し、保護者に対する啓発活動を積極的に行う。</li> <li>・ 「セーフティ教室」の内容にネット被害等の学習を組み入れ、予防・防止に努める。</li> </ul>
<p><b>第二十条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）</b>  国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は盛り込まない）。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は盛り込まない）。</p>
<p><b>第二十一条（啓発活動）</b>  国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用（具体的な施策の内容は条例に盛り込まない）。</p>	<p>7 文京区教育委員会の取組  （3） いじめの防止等に関する具体的な取組  ⑦ 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ セーフティ教室や安全指導の時間、道徳及び関係教科等の授業を活用し、全校で情報モラル教育が計画的に実施されるよう周知する。</li> <li>・ 道徳授業地区公開講座を活用し、道徳教育を推進する。など</li> </ul>	<p>※ 教育委員会の基本方針等を参酌して行う。</p>

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例(案)	文京区いじめ防止対策推進基本方針(案)	文京区立大塚小学校の基本方針
<b>第四章(いじめの防止等に関する措置)</b>			
<p><b>第二十二條(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)</b>  学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	<p>5 学校における取組  (2) 文京区立学校におけるいじめ防止等のための組織等の設置(「法」第22条)  文京区立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。  【具体的な取組例】  ① いじめ防止対策校内委員会  ・ 構成員・・・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー など  ・ 開催・・・定例会及び事案により臨時開催  ・ 内容・・・いじめの早期発見をはじめ実態把握に関すること。いじめ防止等に関する対策の立案に関すること。いじめの事案への対応に関すること。  ② いじめ問題対策チーム  ・ 構成員・・・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、スクールカウンセラー、地域関係者 など  ・ 開催・・・事案により臨時開催  ・ 内容・・・いじめの事案への対応に関すること。</p>	<p>3 大塚小学校におけるいじめ防止等に関する措置  (1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(法第22条)  本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、スクールカウンセラー等、いじめに関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。  【具体的な取組】  ① いじめ防止対策校内委員会  ・ 構成員・・・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、主任養護教諭、スクールカウンセラー など  ・ 開催・・・定例会及び事案により臨時開催  ・ 内容・・・いじめの早期発見をはじめ実態把握に関すること。いじめ防止等に関する対策の立案に関すること。いじめの事案への対応に関すること。  ② いじめ問題対策チーム  ・ 構成員・・・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、スクールカウンセラー、地域関係者 など  ・ 開催・・・事案により臨時開催  ・ 内容・・・いじめの事案への対応に関すること</p>
<p><b>第二十三條(いじめに対する措置)</b>  学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。  2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。  3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。  4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。  5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。  6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	<p>3 大塚小学校におけるいじめ防止等に関する措置(法第23条)  (2) いじめに対する措置  ① 本校教職員が児童やその保護者からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、速やかに管理職へ報告するとともに、事実の有無について確認を行う等、適切な措置をとる。  ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめ防止対策校内委員会によって、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。  ③ 上記②の場合において、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。  ④ いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。  ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、本区教育委員会の指導助言のもと、所轄警察署と連携して対処する。</p>
<p><b>第二十四條(学校の設置者による措置)</b>  学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	<p>7 文京区教育委員会の取組  (3) いじめの防止等に関する具体的な取組  ⑧ 文京区による措置(法第24条)  ・ 文京区立学校からのいじめの報告を受けたときは、学校に対し必要な支援を行う。  ・ 文京区立学校からのいじめの報告を受けたときは、必要に応じていじめ問題対策委員会による調査を行う。 など</p>	<p>※ 設置者の措置なので不要</p>
<p><b>第二十五條(校長及び教員による懲戒)</b>  校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	<p>3 大塚小学校におけるいじめ防止等に関する措置  (2) いじめに対する措置  ⑥ 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。</p>

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例(案)	文京区いじめ防止対策推進基本方針(案)	文京区立大塚小学校の基本方針
<b>第四章（いじめの防止等に関する措置）</b>			
<b>第二十六条（出席停止制度の適切な運用等）</b> 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。	※ 法の直接適用	※ 法の直接適用	※ 教育委員会のことなので不要
<b>第二十七条（学校相互間の連携協力体制の整備）</b> 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。	※ 法の直接適用	※ 法の直接適用	※ 地方公共団体のことなので不要



いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例(案)	文京区いじめ防止対策推進基本方針(案)	文京区立大塚小学校の基本方針
<p><b>第五章(重大事態への対処)</b></p> <p><b>第二十八条(学校の設置者又はその設置する学校による対処)</b>  学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</p> <p>3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p>	<p>※ 第十一条第四項において、都立学校における重大事態について規定  区市町村立や私立の学校については、<b>法を直接適用</b></p>	<p>6 重大事態への対処(「法」第28条)  文京区教育委員会は、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合及びいじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、重大事態として対処する。</p> <p>当該「重大事態」と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、文京区教育委員会又は文京区立学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p><b>【具体的な取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文京区教育委員会が調査主体となる場合・・・速やかに文京区教育委員会いじめ問題対策委員会を設置し、原因を究明する。</li> <li>・文京区立学校が調査主体となる場合・・・<b>速やかにいじめ問題対策チームを招集し、原因を究明する。</b></li> </ul> <p>(1) 文京区教育委員会又は文京区立学校が上記により調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。</p> <p>(2) 文京区教育委員会は、上記により調査を行う場合において、調査及び(1)による情報の提供について必要な指導及び支援を行う。</p> <p>(3) 省略  (4) 省略  (5) 省略</p>	<p>4 重大事態への対処  学校の設置者又はその設置する学校による対処(法第28条)  本校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、本区教育委員会に報告を行うとともに、指導助言を受け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</p> <p>(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>(2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>(3) 本校は、上記の規定による調査を行ったとき、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。</p>
<p><b>第二十九条(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)</b>  国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>※ 国のことなので、不要</p>	<p>※ 国のことなので、不要</p>	<p>※ 国のことなので、不要</p>

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例（案）	文京区いじめ防止対策推進基本方針(案)	文京区立大塚小学校の基本方針
<p><b>第三十条（公立学校に係る対処）</b>  地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。</p> <p>5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p><b>第十二条（東京都いじめ問題調査委員会の設置等）</b>  知事は、都若しくは学校法人又はその設置する学校が行った法第二十八条第一項の規定による調査の結果について、法第三十条第二項又は法第三十一条第二項に基づく調査（以下この条において「再調査」という。）を行うに当たって必要があると認めるときは、知事の附属機関として、東京都いじめ問題調査委員会（以下この条において「調査委員会」という。）を置く。</p> <p>2 調査委員会は、再調査を行う。</p> <p>3 調査委員会は、学識経験者及び心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、法第二十八条第一項の規定による調査を行った者以外のものうちから、知事が任命する委員十人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は、知事が任命したときから、知事が再調査を終了すると認めるまでの期間とする。</p> <p>5 前二項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>6 学校、学校の設置者その他の関係者は、再調査の円滑な遂行に協力するよう努めるものとする。</p> <p>7 第一項の規定による附属機関を設置したときは、知事は、これを東京都議会に報告するものとする。</p>	<p><b>6 重大事態への対処</b>  <b>【具体的な取組】</b>  （省略）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>文京区立学校は、重大事態が発生した場合、その旨を速やかに文京区教育委員会を通じて区長に報告しなければならない。</u>文京区教育委員会は、上記（1）により調査を行う場合には、区長に速やかに情報を提供するとともに、調査結果を報告する。</p> <p>(4) 文京区は、上記（3）による調査結果の報告を受け、必要な場合は別に定める「いじめ問題調査委員会（仮）」を設け、再調査を行う。</p> <p>(5) 区長及び教育委員会は、（4）による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査にかかる重大事態への対処又は当該<b>重大事態</b>と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p><b>4 重大事態への対処（再掲）</b>  <b>学校の設置者又はその設置する学校による対処</b>  本校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、本区教育委員会に報告を行うとともに、指導・助言を受け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</p>
<p><b>第三十一条（私立の学校に係る対処）</b>  学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。</p>	<p>※ 第十二条で、私立学校も含めて、再調査に関する附属機関について規定</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例（案）	文京区いじめ防止対策推進基本方針（案）	文京区立大塚小学校の基本方針
<p><b>第三十二条（学校設置会社の学校に係る対処）</b>  学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</p> <p>3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。</p> <p>5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。</p>	<p>※ 都にはないので不要</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p><b>第三十三条（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）</b>  地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	<p>なし</p>
<p><b>第六章（雑則）</b></p>			
<p><b>第三十四条（学校評価における留意事項）</b>  学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	<p>5 学校評価における留意事項（法第34条）  学校評価を行う場合、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に行う。</p>
<p><b>第三十五条（高等専門学校における措置）</b>  高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>※ 法の直接適用</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>
	<p><b>第十三条（委任）</b>  この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事又は東京都教育委員会が定める。</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>

いじめ防止対策推進法条文	東京都いじめ防止対策推進条例（案）	文京区いじめ防止対策推進基本方針（案）	文京区立大塚小学校の基本方針
<b>附則</b>	<b>附則</b>		
<b>第一条（施行期日）</b> この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。	<b>第一条（施行期日）</b> この条例は、公布の日から施行する。	<b>未定</b>	この条例は、平成26年1月1日から施行する。
<b>第二条（検討）</b> いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。	<b>※ 法及び国のことなので不要</b>	<b>※ 法及び国のことなので不要</b>	<b>※ 法及び国のことなので不要</b>